

IT防災ライフライン構築のための
基本方針及びアクションプラン

平成24年6月28日

IT防災ライフライン推進協議会

前文

(基本的な考え方)

IT（情報通信技術）は、遠隔地間において即時に情報のやりとりを可能とするツールであり、国民の日常生活や企業の経済活動に必要不可欠な社会基盤として重要な役割を果たしている。特に、ブロードバンド環境が整備され、飛躍的にインターネットの利用が進み、多様な情報やサービス等を享受するための基盤として、その重要性を増している。

また、震災発生時等の緊急時には、緊急通報や、安否確認等のための通信手段として機能するなど、国民の生命・身体 の安全確保等を担う基盤として必要不可欠なものである。

東日本大震災では、我が国が甚大な被害を受けた中で、ITは、震災発生時、また被災後の復旧・復興においても、社会の基盤として重要な機能を果たした。

特に、通信インフラ等が多大な被害を受け、連絡手段がなくなったほか、輻輳によって、固定電話や携帯電話がつながりにくくなる等従来からの連絡手段が機能しなかった事例が多く発生した中で、日本では、高速ブロードバンド環境が整備され、インターネットが活用できる携帯電話網が幅広く普及していることから、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）が人命救助等に活用されたほか、インターネットを活用した様々なサービスが提供され、有効に機能した。

ITは、緊急連絡網や位置情報等により人命の救助に活用されるものでもあり、社会基盤として、電気・水道・ガス等と並び社会を支える共用基盤の一つと言え、まさに防災のためのライフラインと考えられる。

今回の震災での経験を踏まえ、世界最高水準のIT防災ライフラインを構築し、構築に当たっての指針を策定するとともに、日本が培った知見を世界に展開し、IT防災のベストプラクティス作りに貢献していくことも、世界の多くの国から支援を受けた日本の使命として必要なことと考えられる。

このため、平時からの防災インフラとして、また災害発生時におけるインフラとして、ITをより有効に活用することができるようにするため、ここに、官民が行うべきIT防災ライフラインの基本的な方針と具体的なアクションプランを示すこととした。

(対象)

本基本方針及びアクションプランの主な対象は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目（官房長官決裁）」の中の、「別紙４」に記載のある大規模自然災害（地震以外も含む）のうち、官邸対策室が設置されたものとし、災害発生直後、復旧、復興のタイムラインの中で、災害発生直後と概ね数週間程度の避難所運営等において、東日本大震災以降の経験を踏まえたＩＴが有効に活用できる範囲とする。なお、その他の災害についても、本アクションプランに記載された事項が活用されることを妨げるものではない。

ＩＴ防災ライフラインの基盤は、伝統的な通信手段を前提としたインフラのほか、特に、今回の震災で有効に機能したインターネットの利用を想定したものとして考え、災害発生時に通信が途絶えることがないように、柔軟に最適な通信が適応可能な最大限の準備を施す必要がある。また、その際には、セキュリティや回線品質などを考慮した、耐災害性のあるネットワークインフラをデザインすることが重要である。

(スケジュール)

アクションプランについては、原則平成２５年夏頃までの実行を目標とし、早期に実現できる取組は、できるところから実行していくものとする。

取組状況については、フォローアップを行うとともに、刻々と変化するＩＴ技術や環境を踏まえ、柔軟に見直しを行うこととする。

1. 災害関連行政情報の公開と2次利用

(1) 災害発生後に必要な災害・避難・生活関連情報の公開と明確化

【基本方針】

①必要となる災害情報の整理・特定

避難指示及び根拠となる情報・避難勧告等の発令情報、ライフライン（情報通信、電気、水道、ガス、交通等）の被災・復旧情報、生活物資情報等の生活関連情報、住民の安否確認に必要な情報など、災害発生時に必要とされる情報について、情報の所在や利用範囲等について事前に整理を行う。

②災害発生前の対応

災害発生時に必要となる情報の保有主体（各府省庁等、地方公共団体、民間など）が情報収集・公開を行うことが原則であるが、災害発生後に誰が網羅的に情報収集・公開を行うか、不特定多数への公開が難しい情報の公開ルール（例：内部利用に限り有効）などについて明確化する。

③災害発生時の対応

災害発生後から復旧・復興に至るまで、各主体の役割分担のもと、適時・適切に情報を収集・伝達・即時公開・適宜更新する。

【アクションプラン】

内閣府において、各府省庁と協力して、避難指示の発令情報及び根拠となる情報等、ライフラインの被災・復旧情報、生活関連など災害発生後に必要と考えられる官民の情報について、情報の所在等の整理を行う。また、災害発生後、各主体の役割分担のもと、地理空間情報システム（GIS）等も活用しながら、適時・適切に情報を収集・伝達・即時公開・適宜更新する。（内閣府（防災）、各府省庁）

(2) データのありかの明確化

①災害関連行政情報の基盤整備

【基本方針】

災害時に必要となる災害関連情報（避難勧告・避難所情報等）を地方公共団体において集約・管理・配信したり、情報を発信する者と伝達する者との間を結ぶ共通基盤を普及・拡充する。

地方公共団体同士の災害援助協定に加え、民間も含めた災害援助協定を拡充する。また、政府と民間による災害協定の締結を推進する。

災害発生時に草の根情報の収集や救助、支援のマッチングなどを適切に行うため、官が保有する情報を迅速に民間と共有できる仕組みづくりを推進する。

避難指示情報、被害情報、交通機関情報、道路情報など震災時に必要な情報

配信経路の一つとしてSNSの利用を推進する。

都市空間における様々なデータを有機的に結合・活用できるデータベースを構築する。

【アクションプラン】

災害関連行政情報については、SNS等インターネットのサービス等の公的な私的メディアを含め、様々なメディアを活用した情報提供・発信を行うための取組を行い、住民の情報入手ルートの多様化を図る。(内閣官房(内閣広報)、各府省庁)

公共情報コモンズ¹の普及・促進、地方公共団体における災害情報集約・配信システムの構築を促進させる。(総務省)

地方公共団体同士の災害協定に加え、民間も含めた災害協定の締結を推進する。また、政府と民間による災害協定の締結を推進する。(消防庁、内閣府(防災))

総務省で進める情報流通連携基盤構築事業による共通API²の開発と、経済産業省で進める公共情報交換標準スキーム(XML³ベースの標準データ項目群)の検討を国際標準や国内の既存フォーマットも考慮しつつ連携させ、災害時等において必要な行政情報を迅速に提供するための検討を進め、実施可能な取組から実行する。(内閣官房(IT室)、総務省、経済産業省、各府省庁)

②国民への情報窓口の一本化

【基本方針】

災害時等には、国民が公開情報に一元的にアクセスできるポータルサイトの構築・運用を行うとともに、その周知や利用を促進する。

【アクションプラン】

内閣官房及び各府省庁において情報通信技術を活用した政府による広報・広聴の強化を図る。(内閣官房(内閣広報)、各府省庁)。

平時より、災害時に首相官邸HP等において、各府省庁等の情報を掲載するポータルサイトを構築・運用できるように備えるとともに、地方公共団体、NPO等のサイトとの連携を図る。また、SNSを通じて発信される各府省庁の情報等について連携を図る。(内閣官房(内閣広報)、内閣府(防災)、各府省庁)

¹中央官庁、地方公共団体、交通関連事業者等公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信関連事業者等その情報を住民に伝える「情報伝達者」とをつなげる情報基盤のこと。これにより、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を超えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるため、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイトなどの様々なメディアを通じて情報を入手することが可能。

²あるプラットフォーム(OSやミドルウェア)向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと。

³文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語(「タグ」と呼ばれる特定の文字列で地の文に情報の意味や構造、装飾などを埋め込んでいく言語)の一つ。

経済産業省において、各府省庁の情報への横断的なアクセスを容易とするため、各府省庁のウェブサイトにおける情報内容を説明するタグ（メタタグ⁴）の共通化等によるマシンアクセシビリティの向上を図る方策を検討し、推進する。（経済産業省）

（３）第３者への二次利用を可能にするAPIとデータフォーマットの公開・規格化

①フォーマットの公開・規格化

【基本方針】

行政機関における情報提供においては、二次利用を可能とする等の利用者の利便性を考慮する。

加工が容易なフォーマットへの統一に加え、公開APIを使用するとともに、用途ごとに規格化されたAPIの整備を行い公開する。

受け手による情報信頼度向上のための情報の定義とデータへの埋め込み（情報提供組織、提供日時など）を行う。

【アクションプラン】

総務省で進める情報流通連携基盤構築事業による共通APIの開発と、経済産業省で進める公共情報交換標準スキーム（XMLベースの標準データ項目群）の検討を国際標準や国内の既存フォーマットも考慮しつつ連携させ、災害時等において必要な行政情報を迅速に提供するための検討を進め、実施可能な取組から実行する。（内閣官房（IT室）、総務省、経済産業省、各府省庁）

民間企業と協力して、災害時に必要な地方公共団体からの情報を統一したフォーマットで提供できるよう、既存フォーマットも考慮しつつ検討を進める。（内閣府（防災）、総務省）

②公開時のルール整備

【基本方針】

行政機関及び民間事業者からの情報提供については、災害時に迅速に提供すること、提供されるデータが正確で利用しやすいこと等が必要であることから、行政情報の公開や民間事業者が保有する情報についての個人情報保護への対応、著作権処理をはじめとする公共データ活用のための必要なルール等の整備、データ形式・構造の標準化の推進等を進める。

また、関係する組織間で、用語や単位などを統一し、公開する。

⁴ ウェブサイトの内容に関する情報（メタ情報）を指定して、ブラウザや検索エンジンに知らせるためのタグ。

【アクションプラン】

内閣官房において、検討中の「電子行政オープンデータ戦略」を踏まえ、データ公開時の著作権の取扱いをはじめとする公共データ活用のための必要なルール等の整備や、データ形式・構造の標準化の推進等の環境整備を進める。(内閣官房(IT室)、総務省、経済産業省、関係府省庁)

民間事業者が保有する個人情報の保護への対応については、各府省庁において、引き続き、検討を進め、必要に応じて個人情報保護ガイドライン等の見直しを、民間事業者や有識者等の意見を踏まえつつ行う。(各府省庁)

各府省庁が取組を進めるよう、消費者庁、内閣府及び内閣官房は連携し、個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各府省庁に対し周知を行うとともに、その取組状況について取りまとめを行う。(内閣官房(IT室)、内閣府(防災)、消費者庁)

また、震災の教訓を踏まえた個人情報利活用の事例の整理等を行う。(内閣府(防災))

地方公共団体が保有する災害時における個人情報の第三者提供については、総務省において地方公共団体を対象とした調査を進め、これに基づき地方公共団体に対して情報提供を行い、地方公共団体の主体的な対応を促進する。また、関係府省庁に調査結果を提供する。(総務省)

(4) 行政情報のバックアップ

【基本方針】

セキュリティの確保にも留意した上で、中央省庁及び地方公共団体の情報システムにおけるクラウド技術等の活用を推進することにより、中央省庁及び地方公共団体の行政情報のバックアップや業務継続性を確保する。

【アクションプラン】

中央省庁及び地方公共団体の行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、セキュリティの確保にも留意した上で、情報システムにおけるクラウド技術等の活用を推進する。特に、総務省においては、地方公共団体の具体的な取組事例の紹介や、地方公共団体の取組の障害となる事柄についての調査研究等を実施することにより、地方公共団体の主体的な取組を支援していく。(総務省、各府省庁)

2. 草の根情報の集約化

(1) 対象情報の可能な範囲での明確化

【基本方針】

①公開情報の特定

災害発生後に必要となるライフライン（情報通信、電気、水道、ガス、交通等）の被害・回復状況情報及び公開情報（例：危険を知らせる警報情報、避難指示に関する情報、交通インフラ情報や生活物資情報等の生活関連情報など）を特定する。

②情報主体及び収集・公開主体の特定

各情報の保有主体（各府省庁等、地方公共団体、民間など）、災害発生後に誰が情報収集・公開を行うかなどについて明確化する。

また、災害発生後に新たに必要となった情報については、誰が収集する情報か（各府省庁、都道府県、市町村、民間）を明確化する。

【アクションプラン】

内閣府において、各府省庁と協力して、災害後に必要となる警報情報、避難指示情報、ライフライン（情報通信、電気、水道、ガス、交通等の被害・復旧情報等）情報について、公開すべき情報とその保有主体を特定し、公開ルールを明確化する。また、災害発生後、地理空間情報システム（GIS）等も活用しながら、適時・適切に情報を収集・伝達・即時公開・適宜更新する。（内閣府（防災）、各府省庁）

さらに、緊急時における生活関連物資の円滑な供給・調達に資するよう、物資の在庫・販売情報等を共有する仕組みを構築する。（経済産業省）

③公開ルールの特定

【基本方針】

災害・避難・生活関連情報などの草の根情報（本人の同意を得た場合の個人の位置情報等を含む）に関して、リアルタイムでの情報収集・分類・通報等を行うプラットフォームを官民で整備し国内外に提供する。

災害時の防災・救命時における公的価値の高い情報の特定や、安否情報に関する地方公共団体からの情報開示など、災害時の個人情報の取り扱いの明確化や指針の作成などを推進する。

また、第三者によるアクセスや、いたずら防止、品質や信頼性確保のための措置を講じる。

【アクションプラン】

民間事業者が保有する個人情報の保護への対応については、各府省庁において、引き続き、検討を進め、必要に応じて個人情報保護ガイドライン等の見直しを、民間事業者や有識者等の意見を踏まえつつ行う。（各府省庁）

各府省庁が取組を進めるよう、消費者庁、内閣府及び内閣官房は連携し、個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各府省庁に対し周知を行うとともに、その取組状況について取りまとめを行う。(内閣官房(IT室)、内閣府(防災)、消費者庁)

また、震災の教訓を踏まえた個人情報利活用の事例の整理等を行う。(内閣府(防災))

地方公共団体が保有する災害時における個人情報の第三者提供については、総務省において地方公共団体を対象とした調査を進め、これに基づき地方公共団体に対して情報提供を行い、地方公共団体の主体的な対応を促進する。また、関係府省庁に調査結果を提供する。(総務省)

【基本方針】

(2) 草の根活動との連携

①国民への情報窓口の一本化

民間ボランティアにより各避難所などに集約されていた避難情報、捜索情報を一元化し、迅速な検索を可能にする。

②草の根情報発信の基盤整備

民間が有する情報を共有情報として活用可能にする。具体的には、携帯電話端末等の機能を利用し行方不明者捜索等に活用可能にするとともに、民間が有する自動車の走行情報を、道路交通情報等の可視化や集約・提供に活用する。

音声通話以外の消防への救援要請について、インターネット等において利用可能な通信手段への対応を行う。

緊急時にクラウドソース化や翻訳を行うボランティア組織を活用可能にするよう、災害支援に取り組むNPO等の団体を予め把握・登録する。

さらに、民間保有の携帯電話の位置情報の行方不明者捜索などへの活用、同じく民間保有の自動車の走行情報の道路交通情報の可視化や集約・提供への活用、非営利組織による緊急時の重要公開情報のクラウド等への移行や翻訳、被災地以外の機関による情報収集・分析及び地方公共団体への提供など、草の根情報発信のための基盤整備を進める。

③その他

民間事業者等の協力を得て、当該事業者が保有する自動車の走行情報を、迅速・的確な交通規制等、安全・円滑な避難、緊急物資の輸送等を可能とするために活用する。

(3) プライバシー承認の仕組み

個人情報保護に対する人命保護に関わる除外規定や著作権処理ルールの災害時運用の明確化を図る。

(4) その他

草の根情報とマスコミが取材した情報は複数体制で発信し、受け手の国民が取捨選択可能にする。

【アクションプラン】

内閣官房及び各府省庁において情報通信技術を活用した政府による広報・広聴の強化を図る。(内閣官房(内閣広報)、各府省庁)

民間ボランティアにより各避難所などに集約された避難情報、捜索情報を一元化し、迅速な情報提供を可能にする。(内閣府(防災)、各府省庁)

携帯電話端末等の機能を利用し行方不明者捜索等に活用可能にするため、民間事業者から提供されているサービスの利用を促進するとともに、民間事業者の取組を推進する。(総務省)

インターネット、メール、SNS等が使用可能となるよう音声通話以外の救済要請(119番通報)について、検討を進め、実施可能な取組から実行する。(消防庁)

緊急時にクラウドソース化や翻訳を行うボランティア組織を活用可能にするよう、災害支援に取り組むNPO等に関する情報について、可能な限り、政府が運営するポータルサイトを通じて情報提供を行う。(内閣官房(内閣広報)、内閣府(防災))

災害時における著作権処理ルールについて検討を進め、災害時運用の明確化を図る等により、草の根情報の活用を推進する。(内閣府(防災)、文部科学省)

災害発生時、民間事業者等の協力を得つつ、民間事業者等が独自に収集しているリアルタイムのプローブ情報のうち必要なものその他の交通情報を警察に集約し、安全に通行できる道路の迅速な把握、緊急物資輸送を行う車両等を優先的に通行させる道路の適切な選定等が可能な体制を構築する。(警察庁)

また、災害発生時に、行政機関が保有する道路交通関係の情報と民間事業者等が収集しているプローブ情報を含む道路交通関係の情報とを組み合わせ、道路交通状況、通行実績等に関する情報をリアルタイムに国民に提供することにより安全・円滑な避難、緊急物資の輸送等が可能となるよう、民間団体の取組を推進する。(警察庁)

3. 緊急発信・連絡網の整備

(1) 緊急状態の定義

① タイムラインの設定

【基本方針】

救命、復旧、復興等の災害の各フェーズにおいて、機微情報の取り扱いの在

り方が変化してくること等を踏まえ、災害発生直後、救命、ライフライン復旧の3段階に分けて災害時の状況をフェーズによって分け、行政情報や民間情報が人命救助、災害復興に適切に利用できるようにする。

【アクションプラン】

民間事業者が保有する個人情報の保護への対応については、各府省庁において、引き続き、検討を進め、必要に応じて個人情報保護ガイドライン等の見直しを、民間事業者や有識者等の意見を踏まえつつ行う。(各府省庁)

各府省庁が取組を進めるよう、消費者庁、内閣府及び内閣官房は連携し、個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各府省庁に対し周知を行うとともに、その取組状況について取りまとめを行う。(内閣官房(IT室)、内閣府(防災)、消費者庁)

また、震災の教訓を踏まえた個人情報利活用の事例の整理等を行う。(内閣府(防災))

地方公共団体が保有する災害時における個人情報の第三者提供については、総務省において地方公共団体を対象とした調査を進め、これに基づき地方公共団体に対して情報提供を行い、地方公共団体の主体的な対応を促進する。また、関係府省庁に調査結果を提供する。(総務省)

災害時の状況をフェーズによって分け、行政情報と民間情報が人命救助、災害復興に適切に利用できる環境整備を進める。(内閣府(防災))

(2) 公共機関及び民間企業における安否確認体制の構築

①安否確認体制の基盤整備

【基本方針】

災害・避難・生活に係る行政情報や公共性の高い情報を緊急時に発信する体制や安否確認の通信方法を、地方公共団体・学校/病院/交通等も含めた公共機関及び民間企業に導入する。

避難所単位で避難者情報を入力する統一したフォーマットを作り、様々な被災者支援の基礎情報とする。

学校、保育園も統一フォーマットで情報管理する(季節型・新型インフルエンザへの対応を兼ねる)

携帯電話、スマートフォンやタブレットパソコンを含む携帯端末について、多様な機種、メーカーに対応したエリアメール等の通知システムを構築する。

【アクションプラン】

民間の安否確認サービスについて、確認し、整理するとともに、こうしたサ

ービスの積極活用に向けた周知を図る。(内閣官房 (IT室)、内閣府 (防災))

②国民への情報発信窓口の一本化

【基本方針】

官邸HP等、政府が運営するポータルサイト等において、地方公共団体サイト等との連携を行う。複数の民間企業による安否確認システムを政府が運営するポータルサイトと連携させることにより、災害時の安否情報を一元的に提供可能にする。

災害時等に政府等から国民に情報を伝えるチャネルの明確化と国民への周知を図る。

【アクションプラン】

内閣官房及び各府省庁において情報通信技術を活用した政府による広報・広聴の強化を図る。(内閣官房 (内閣広報)、各府省庁)

官邸HP等、政府が運営するポータルサイト等において、地方公共団体サイト等との連携を行う。(内閣官房 (内閣広報))

複数の民間企業による安否確認システムを政府が運営するポータルサイトと連携させることにより、災害時の安否情報を一元的に提供可能にする。(内閣官房 (内閣広報))

災害時等に政府等から国民に情報を伝えるチャネルの明確化と国民への周知を図る。(内閣府 (防災)、内閣府 (政府広報))

③認証の仕組み構築

【基本方針】

公的機関がSNS等を活用するにあたり、なりすましを防ぐため、認証スキームの構築等の措置を講じる。

【アクションプラン】

内閣官房及び各府省庁において情報通信技術を活用した政府による広報・広聴の強化を図る。(内閣官房 (内閣広報)、各府省庁)

官邸HP等、政府が運営するポータルサイト等において、地方公共団体サイト等との連携を行う。(内閣官房 (内閣広報))

複数の民間企業による安否確認システムを政府が運営するポータルサイトと連携させることにより、災害時の安否情報を一元的に提供可能にする。(内閣官房 (内閣広報))

災害時等に政府等から国民に情報を伝えるチャネルの明確化と国民への周知

を図る。(内閣府(防災)、内閣府(政府広報))

近年のSNSの利用拡大に伴い、それを狙う攻撃者も増えてきている背景もあることから、内閣官房、総務省及び経済産業省は、SNSの利用に係る情報セキュリティの確保について検討を行うとともに、必要に応じて留意すべき事項等について周知を図る。(内閣官房(NISC)、総務省、経済産業省)

(3) 多様な公共的な私的メディアの活用

【基本方針】

緊急時に、テレビ、ラジオ、新聞などの内容をインターネット等を通じて全国に届ける仕組みづくり(二次利用許諾手続きの簡素化等を含む)を進める。

また、デジタルサイネージ⁵、カーナビゲーションシステムを活用した、避難誘導や災害情報等の提供を推進する。

【アクションプラン】

緊急時に、テレビ、ラジオなどの内容をインターネット等を通じて全国に届ける取組(二次利用許諾手続きの簡素化等を含む)を促進する。(総務省)

災害関連行政情報については、SNS等のインターネットのサービス等公共的な私的メディアやデジタルサイネージを含め、様々なメディアを活用した情報提供・発信を行うための取組を行い、住民の情報入手ルートの多様化を図る。政府が運営するポータルサイト及び政府が利用するサービスの整理を行い、正しい情報を社会に伝達できるよう努力する。信憑性の高い情報が得られる場所としての政府ポータルの地位を確立し、その安定運用に努める。(内閣官房(内閣広報)、各府省庁)

カーナビゲーションシステムの車載器へ、随時、津波警報を表示させることにより、減災に資する緊急情報伝達と周知体制の高度化に貢献する。(警察庁)

4. IT防災訓練の徹底

(1) リテラシーの向上

【基本方針】

信頼性の高い情報を発信するためのリテラシー教育や情報機器等の扱いに不慣れな人をサポートするため、高齢者、子供向け施設、福祉施設等との連携を図り情報面で支援を行う。

また、災害ボランティア、地方公共団体職員や教職員等のITスキル講習を実施する。

⁵ 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置。

【アクションプラン】

災害時に必要な信頼できる情報の確保等の情報リテラシー教育を推進するとともに、ITボランティア活動との連携強化を推進する。(総務省、経済産業省)

【基本方針】

(2) 防災訓練マニュアルへの追記

IT防災訓練を広く実施するため、総合防災訓練大綱等にITの活用や検証等に関する内容を盛り込むことを検討する。

情報を適切に扱うための施設・設備等における災害対策を検討し、課題を抽出し取組に反映させる。

(3) 官民におけるIT防災訓練の実施

官民合同でのIT防災訓練を実施するほか、机上演習等の行動の訓練を実現する。

訓練の際、インターネットを活用し、テレビや携帯電話を使わない状態も考慮する。

大学やNPO/NGO等も参加し連携して実施する。

日進月歩で進化している技術に対応するため、訓練で利用する通信手段、プロトコル⁶、アプリケーションを含め新たに活用できるものを積極的に評価、活用する。

常に効率よく情報伝達ができるような評価、更新の仕組みを取り入れる。

(4) IT防災訓練の告知

IT防災訓練に関する国民への周知を図る。

【アクションプラン】

総合防災訓練大綱等にITの活用や検証等に関する内容を盛り込むことを検討する。(内閣府(防災))

内閣府において、ITの活用や検証等を盛り込んだ防災訓練の実施に向けた検討を進める。(内閣府(防災))

各府省庁において、防災訓練の実施に当たって、新技術の積極的な活用等について考慮する。(各府省庁)

内閣府に設置される非常災害対策本部等が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報を掲載するホームページ(現在内閣府において作成中)を活用し、緊急通行車両の確認事務の訓練を実施する。(内閣府(防災)、警

⁶ コンピュータ同士が通信をする際の手順や規約などの約束事。

察庁)

5. 防災情報プロトコルの国際化

(1) 海外向け情報発信等の充実

【基本方針】

a. 多言語化の仕組み構築

災害関連情報の多言語化や情報を提供する際のAPI公開を行う。そのためにも、国内外の非営利組織等の参加・協力による仕組みづくりを推進する。

b. 情報発信の仕組み充実

在日外国人向け、海外向けの放送等の情報発信を充実する。

【アクションプラン】

政府が発する在日外国人や海外向け等の災害情報発信等について日本語を母国語としない人に理解してもらうための多面的な対応策を確立する。(内閣官房(内閣広報)、各府省庁)

(2) 防災情報の国際標準化

【基本方針】

安否情報や救命情報の活用方法を日本から提言し、防災に取り組む各国をネットワーク化して普及を促進する。

災害情報等の迅速な流通や、関係機関間での連携等を図るためには、データ流通プロセスやデータ形式等に関して、国際標準を考慮して標準化を進める。

今回の震災の教訓を活かし、ITを利活用した安否情報や救命情報の活用方法、そして被災者支援の方法等について、日本から提言し、各国とのネットワーク化や普及促進を図る。また、緊急時のデジタルサイネージ活用等の国際標準化を推進する。

【アクションプラン】

総務省で進める情報流通連携基盤構築事業による共通APIの開発と、経済産業省で進める公共情報交換標準スキーム(XMLベースの標準データ項目群)の検討を国際標準や国内フォーマットも考慮しつつ連携させ、災害時等において必要な行政情報を迅速に提供するための検討を進め、実施可能な取組から実行する。(内閣官房(IT室)、総務省、経済産業省、各府省庁)

また、緊急時のデジタルサイネージ活用等の国際標準化を推進する。(総務省)

(3) 防災技術の海外展開

【基本方針】

途上国・新興国を中心に、防災に有益な我が国の情報通信技術の採用を促し、世界的な防災水準の向上に貢献する。

【アクションプラン】

途上国・新興国を中心に、防災に有効な準天頂衛星システムの利用及び衛星システムインフラの導入を働きかける。(内閣官房(宇宙開発戦略本部事務局)、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁)

ASEAN諸国を中心にICTを活用した防災システムの導入を支援していく。(総務省、外務省、国土交通省、内閣府(防災))

防災対策機能として有効なワンセグ・緊急警報放送等、他方式に対して優位性を持つ地上デジタル放送日本方式の国際普及を図る。(総務省)

6. 緊急時の情報インフラ稼働の確保

(1) 緊急時の災害用通信インフラ整備

【基本方針】

光ファイバー、銅線、無線、衛星と通信媒体が変化しても通信を提供できるインターネットの利点を最大限に活用し、災害時に通信が途絶えることのないインフラの整備を進める。

また、通信インフラのIP化や中央防災無線網における衛星系通信回線のIP化、輻輳への対応、政府間等の通信チャネルの冗長化、緊急時の商用WiFiや公衆無線LANの一般開放などを推進する。

インターネットインフラをできるだけ活用し非常時の相互補完体制を構築する。具体的には、目的、提供サービス(音声、ビデオ、データ等)毎の独立システムを共通化する。

インターネット技術を活用することで、通信トラフィックへの必要な優先順位づけやセキュリティ対策を実現する。

官民のITインフラを災害時に対応するためのITインフラとして提供する枠組みを整備する。災害時でも有効に活用できるよう、誰でも簡易な操作で利用可能な衛星地球局や耐災害性を強化した衛星地球局等を開発する。

【アクションプラン】

内閣府において、中央防災無線網における衛星系通信回線のIP化を進める。(内閣府(防災))

国内外市場に提供できるよう衛星通信機器メーカー、衛星通信事業者等と連携しつつ、誰でも簡易な操作で利用可能な衛星地球局の開発や異なる通信方式

に対応を可能とするなどの耐災害性を強化した衛星地球局等を開発する。(総務省)

(2) 政府・地方公共団体等における個別施策

①電源整備

【基本方針】

通信インフラを構成する電気通信事業者設備及びそこに接続される端末設備(公的組織、民間組織の利用するインターネット設備:ルーター、無線LAN基地局、プリンタ、コンピュータ)が災害時に可能な限り通信機能を必要とする組織、市民に対して提供が可能となるよう、十分な電源確保体制を整備する。

通信設備の電源対策を推進するため、可搬式電源装置や大型蓄電池等の配備、太陽光など再生エネルギー利用の推進等により、無線基地局を整備する。

携帯電話基地局について、大ゾーン基地局の設置やバッテリーの24時間化等の電源対策を推進する。また、衛星による回線復旧対策を強化する。

災害時IT拠点(災害時に電源を供給する箇所:災害時にインフラを提供する組織(例:公共性の高い地方公共団体・民間組織)に電源を供給する)に蓄電池等のバックアップ電源の設置を推進する。

電気の効率的な活用の仕組みの導入を推進する。

【アクションプラン】

通信インフラを構成する電気通信事業者の設備が災害時に可能な限り通信機能の提供が可能となるよう、蓄電池等の電源対策を推進する。(総務省)

②分散化

【基本方針】

首都圏への集中度の高い重要設備の地方への分散を推進する。

海外ケーブルの複数ルート化等、日本のインターネットの国際接続の冗長化を推進する。

【アクションプラン】

海外ケーブルの複数ルート化等、日本のインターネットの国際接続の冗長化を推進する。(総務省)

③官民のITインフラの活用

【基本方針】

被災地域の通信回線を確保するため、ダメージを受けなかった官民のITイ

インフラの共用ができるようにするための措置等を検討する。

【アクションプラン】

被災地域の通信回線を確保するため、ダメージを受けなかった府省庁の通信回線を利用し、官官・官民が相互に活用できるようにするために必要な措置等を検討する。(内閣府(防災)、国土交通省)

④技術開発

【基本方針】

大規模災害時等における通信インフラ確保のため、民間の能力も活用しつつ、広く国内外の民間からの意見を取り入れるとともに国際的な技術、市場の動向に留意しながら、研究開発を通じた情報通信ネットワークの耐災害性強化を推進する。

【アクションプラン】

総務省において、大規模災害時等における通信インフラ確保のため、民間の能力も活用しつつ、広く国内外の民間からの意見を取り入れるとともに国際的な技術、市場の動向に留意しながら、研究開発を通じた情報通信ネットワークの耐災害性強化を推進する。(総務省)

(3) インフラ復旧のためのルール体制整備

【基本方針】

早急に情報通信ライフラインを復旧させるために必要な場合、安全性に配慮しつつ、例外措置としての避難命令区域等への立ち入り許可等についてルールを整備する。

災害発生時にアクセスが集中する行政機関や公的機関等のサイト対策を推進する。

被災地へのパソコン、プリンタ、LAN等の提供や現地でのネットワーク設定等の支援を迅速に実施するための体制の構築を進める。

【アクションプラン】

政府等の要請により、通信インフラを復旧させる場合においては、事業者の安全性等に配慮するような措置について検討し、実施可能な取組から実行する。(内閣府(防災)、各府省庁)

内閣官房及び関係府省庁等において、災害発生時のウェブサイトをはじめとする政府系情報システムの運用継続に向けて、必要な対策の検討・実施や体制

及び計画の整備・見直しを進める。(内閣官房 (NISC)、関係府省庁等)

被災地への情報通信機器供給に関する政府と民間IT企業の迅速な連携協力体制を構築する。(内閣官房 (IT室)、関係府省庁)